

編集発行人

株式会社 船井総合研究所
株式会社FPシミュレーション

取締役 三上 元
代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-314-3901
TEL:06-946-8011

金銭債権の現物出資で最低資本金クリア

Q：社長が会社に対する金銭債権を現物出資することによって増資する方法が認められたそうですが……。

A：大阪法務局の照会に対して、法務省が回答したのですが、照会によりますと、A社は、定時株主総会の直前に行われた取締役会において、新株60株（1株の発行価額5万円）の発行を決定し、新株はすべて代表取締役であるBが引き受けることとなりました。

増資は、A社とBとの間における金銭消費貸借契約に基づく金銭債権300万円を現物出資する方法で行なわれ、新株発行は、その後の定時株主総会で承認され、A社は増資の登記申請を行ないました。

この登記申請について、法務省は、受理しても差し支えない旨の通知を行なったものです。

この方法によると、会社が代表取締役などに対して負っている金銭債務（負債）をそのまま資本金に振り替えることとなり、新たに金銭出資をしなくても増資が可能となるわけですから、最低資本金をクリアするための有力な手段となることでしょう。

ただし、現物出資は資本等取引になり法人税法上は問題はありませんが、各株主の持株割合が変化するような増資は、新株引受権の贈与の問題も発生しますので、注意が必要となります。時価よりも著しく低い価額で発行すると、贈与とみなされる価額が高く算定されることになるので、1株の発行価額の調整も一考すべきでしょう。

